

～ 酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、様々な取組を実施 ～

酒税は、明治以降、地租とともに大きな財源となり、一時は地租を抜き国税収入の中で首位となったこともありました。その後、所得税・法人税・消費税などのウエイトが高まり、平成25年度では、租税収入などの合計に占める割合は2.7% (1兆3,709億円) となっています。しかし、酒税は景気の影響を受けにくく、安定した税収が見込まれることから、現在でも国家財政において重要な役割を果たしています。

酒類は一般の食品と異なり高率の酒税が課されているため、酒税の保全を図る観点から、その確実な徴収と消費者への円滑な転嫁を目的として、酒類の製造及び販売業は免許制度が採用されています。

また、国税庁では、酒類業の所管官庁として、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、人口減少社会の到来、国民の健康や安全性に対する意識の高まり、生活様式の多様化といった酒類業を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、消費者の方々や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、様々な取組を行っています。

さらに近年では、政府一体となって日本産酒類の輸出環境整備にも取り組んでいます。

(1) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への取組

～ 消費者に安全で良質な酒類を提供するために ～

国税庁では、酒類の生産から消費までの全ての段階における安全性の確保と品質水準の向上を図っています。

具体的には、酒類業者に対する酒類の安全性等に関する技術指導・相談対応や販売されている酒類の安全性、品質及び表示事項等の調査を行っています。調査結果は消費者に対して国税庁ホームページで情報提供しています。

また、福島第一原子力発電所の事故を受け、酒類等の放射性物質に関する調査を実施するなど、放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策を独立行政法人酒類総合研究所と連携して実施しています。

(2) 酒類の表示の適正化への対応

～ 消費者に安心して酒類を購入していただくために ～

近年、醸造アルコールが添加された清酒に純米酒と表示するなど、消費者の信頼を損なう不適切な事例が発生しています。

国税庁では、消費者に安心して酒類を購入していただけるよう、酒類の表示の適正化への対応に努めています。

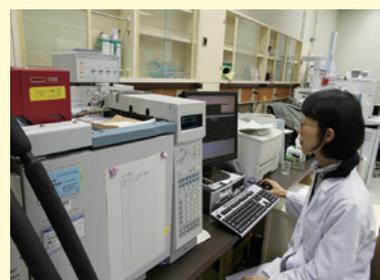
具体的には、酒類業者に対して、法令等に基づいた適切な表示を行うよう周知・指導を行っているほか、市中から酒類を買い上げ、独立行政法人酒類総合研究所の有する分析手法を活用しつつ、酒類の表示事項確認調査等を行っています。

独立行政法人 酒類総合研究所

独立行政法人酒類総合研究所は、酒税の適正かつ公平な賦課のために必要な酒類に関する高度な分析及び鑑定を行うとともに、酒類の品目判定に関する調査・研究等、分析鑑定の理論的裏付けとなる調査・研究を行っています。また、酒類中の有害物質の低減法の開発等、酒類業の健全な発達に資する研究・調査や情報の提供も行っています。

詳しくは、独立行政法人酒類総合研究所ホームページ (<http://www.nrib.go.jp>) をご覧ください。

また、情報誌などの更新情報やイベント情報など最新の情報をメールマガジンで配信しています。登録は、(ssn@m.nrib.go.jp)宛に空メールを送信ください(右のQRコードでも登録いただけます。)



分析風景

(3) 社会的要請への対応

～ 不適切な飲酒の誘引を防止するために ～

国税庁では、未成年者の飲酒をはじめとする不適切な飲酒を誘引することとならないよう、酒類容器や酒類の陳列場所における表示、酒類販売場における酒類販売管理者の選任などが徹底されるよう指導しています。

また、平成26年6月にアルコール健康障害対策基本法が施行されたことに伴い、関係府省庁と協力し、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるための広報啓発活動を実施しています。

～ 酒類容器等の資源の有効利用のために ～

このほか、国税庁では、資源の有効利用の確保を図るため、酒類容器のリサイクルや酒類の製造過程において発生する食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業者の取組が促進されるよう、制度の周知・啓発を行っています。



未成年者飲酒防止啓発ポスター
(公共施設等掲示用、酒販店掲示用)



アルコール関連問題啓発ポスター



酒類容器の3R推進ポスター

(4) 酒類の公正な取引環境の整備への取組

～ 酒類のより公正な取引の確保のために ～

国税庁では、酒類の公正な取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を推進するため、「酒類に関する公正な取引のための指針」を定め、その周知・啓発を行っています。

また、指針に則り、酒類の取引状況等実態調査を実施し、指針のルールに則していない取引が認められた場合には改善に向けた指導を行うほか、独占禁止法に違反する事実があると思われる場合は公正取引委員会にその事実を報告するなど、公正取引委員会とも連携し、適切に対処しています。

(5) 酒類業者に対する情報提供

～ 酒類業界の活性化のために ～

国税庁では、経営指導の専門家などを招いて各種研修会を開催しているほか、酒類業者による活性化・経営革新の取組事例や中小企業施策に関する情報の提供等を行っています。また、製造業者や販売業者を対象に実施した各種調査の結果を踏まえて業界動向を把握・分析し、その結果を国税庁ホームページで情報提供しています。

コラム⑨ 日本産酒類の輸出環境整備に向けた取組

～ 日本のお酒を通じて日本の魅力を世界へ ～

1 酒類の輸出状況

酒類の国内消費は、飲酒人口の減少、高齢化の影響などにより減少傾向にあります。その一方で、海外での日本食ブームなどにより日本産酒類の輸出金額は近年増加傾向にあり、平成26年には約294億円となって3年連続で過去最高を更新しました。輸出金額の約4割(約115億円)は清酒であり、大手のみならず全国各地の中小酒類製造者の方々も輸出をしています。

2 輸出環境整備に関する取組

日本産酒類の輸出拡大は、酒類業界の発展はもちろん、農業、食品、酒器などの関連産業への波及や、日本の伝統文化の海外発信、酒蔵を中心とした観光の振興などを通じた地域経済の活性化、ひいては日本経済の成長に繋がることが期待されます。このような観点から、日本産酒類の輸出環境整備は、日本の魅力を海外に発信することにより日本のブランド価値を高めるという「クールジャパン戦略」の一環として位置づけられており、各府省が連携して取組を進めています。国税庁では、以下のような取組を行っています。

(1) 酒類業界への支援

酒類業関係団体と定期的に意見交換を行っているほか、個々の酒類業者に対しても、日本貿易振興機構(JETRO)の地方事務所や関係府省の地方支分部局等の協力を得ながら、貿易実務等の輸出取引一般に関する知識等を提供するセミナーを実施しています。また、酒類製造業者及び流通業者が中心となって発足した日本酒輸出協議会における輸出戦略の策定支援を行うなど、酒類業界の取組を支援しています。

(2) 貿易障壁の撤廃・緩和に向けた取組

輸出先国の規制・制度が輸出の障壁となっている場合には、経済連携協定(EPA)のための政府間交渉や世界貿易機関(WTO)の枠組みなどを活用しながら、貿易障壁の除去に向けた取組を行っています。

また、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故後に、輸出先国において導入された特定の都県産の酒類に対する輸入禁止や証明書の添付義務といった輸入規制に対し、独立行政法人酒類総合研究所と連携して実施した放射能分析の結果や研究結果を科学的な資料として活用しながら、外務省等と連携してその規制の解除・緩和の働きかけを行っています。この結果、これまでにEU、ブラジル、マレーシア、ロシア及びタイにおいて酒類に対する規制の解除・緩和が行われています。

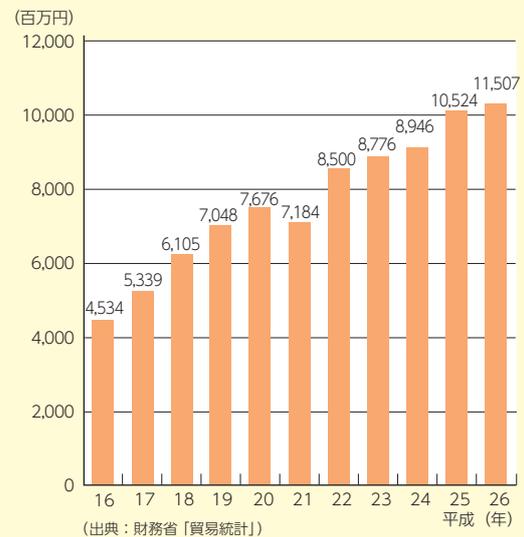
(3) 日本産酒類の海外への発信に向けた取組

日本産酒類の魅力を効果的に海外に発信するため、国内外で様々な機会を捉え、次のような取組を行っています。

海外での日本産酒類に対する認知度を高めるため、海外で実施される国際会議などのイベント(例えば、平成27年1月のダボス会議におけるジャパンナイトなど)で、関係業界団体の協力を得ながら、日本産酒類の提供支援を行うほか、国税庁職員を派遣し日本産酒類のPRを行っています。

さらに、外務省及び日本酒造組合中央会と協力して在京の各国大使を対象とした酒蔵ツアーを実施するなど、日本産酒類の魅力の普及・啓発に取り組んでいます。

■ 清酒の輸出金額の推移



ダボス会議・ジャパンナイトの様相

国税庁について

納税者サービスの充実

適正・公平な課税・徴収

権利救済

納税者利便の向上と行政効率化のための取組

適正な運営の確保

税理士業務の適正な運営の確保

政策評価の実施

資料編